

【景観形成重点地区の上乗せ基準】

	高さ及び配置	色彩	敷地の緑化
<p>村民センター地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物の高さは12m以下とする ・公共公益施設の整備に当たっては、利便性・機能性の確保できる高さ、配置とし、必要な規模を整備すること ・座喜味城跡からの眺望に配慮した高さ、配置、規模とすること 	<p>【屋根・外壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一団のセンター拠点として調和のとれた色彩とすること ・開発許可申請または建築確認申請の際に、色彩計画（様式は問わない）を提出し、村と事前協議すること 	<p>【敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発許可申請または建築確認申請の際に、緑化計画（様式は問わない）を提出し、村と事前協議すること

